

内部者登録制度の見直しのための本協会関係規則の改正について

平成 19 年 4 月 11 日
日 本 証 券 業 協 会

平成 18 年 6 月に取りまとめられた金融庁「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」論点整理において、証券市場の公正性の維持のみならず上場企業自身の市場における信頼維持のためには、内部者取引の未然防止についてどのような取り組みが可能か検討する必要があると整理されたところである。

本協会では、同懇談会における議論を踏まえ、現行の内部者取引に係る未然防止及び管理体制を見直すとともに、必要なインフラ及びルールを整備などについて検討を行うため、自主規制企画委員会の下部機関として、「内部者取引の未然防止に関する検討ワーキング」を設置し、検討を行ってきたところであるが、同ワーキングにおいて、別添のとおり「内部者登録制度の見直しに係る基本方針」（以下「基本方針」という）を取りまとめた。

基本方針については、3 月 20 日開催の自主規制会議において了承を得た後に公表したところであるが、今般、基本方針に則り、以下のとおり、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第 9 号）の一部について、所要の整備を図ることとする。

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	○ 協会員における内部者登録の実情等を踏まえ、内部者登録制度の実効性を確保し業界全体としてボトムアップを図る観点から、対象範囲を明確にしつつ、内部者登録カードの作成、更新を協会員に義務付けることとする等、所要の規則改正を実施し、内部者登録制度の見直しを行うこととする。	・ 現行規則では、協会員に対し、「社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制の整備に努めるものとする」ことに止めている。
II. 見直しの概要		
1. 顧客カードの整備等 (第 4 条)	(1) 協会員が備え付ける顧客カードの記載事項に次の事項を加えたうえで、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客から顧客カードの記載事項についての届出を求めるとともに、当該届出事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更内容につき当該協会員に届け出ることを顧客に約させ	・ 内部者情報の届出を、実質的な口座開設基準とする。

項 目	内 容	備 考
2. 内部者登録カードの整備等（第 13 条）	ることとする。 ① 職業（会社名、役職名及び所属部署その他これに相当する事項を含めて記載しなければならない。） ② 2. (1)①～⑩に該当する場合は、2. (2)④～⑥の事項 (2) (1)②に係る顧客からの届出については、当該顧客の投資目的が、証券取引法（以下「証取法」という。）第 166 条第 1 項に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等以外の有価証券等の売買等である場合には省略することができる。ただし、当該顧客が上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行うこととなった場合、当該協会員は、あらかじめ又は同時に 2. (1)①～⑩に該当するか確認し、該当するときは顧客カードに上記(1)②の事項を記載しなければならないこととする。 (3) 協会員は、顧客から顧客カード記載事項について、変更の届出があったときは、遅滞なく、当該変更届に基づき顧客カードを作成又は更新しなければならないこととする。 (4) 顧客カードについては、電磁的方法により作成・保存することができる旨、規則上、明確にする。 (1) 協会員は、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客について、次に掲げる者（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき、顧客の届出に基づき作成された顧客カードにより確認し、これに該当する者については、内部者登録カードを備え付けなければならない	・上場会社等の役員等に該当することとなる区分のほか、上場会社等の役員等に該当することとなる上場会社等の名称及び銘柄コード、退任役員の退任日を記載する。 ・顧客から申告があった内部者情報（顧客カード記載事項）に基づき、現行 13 条「内部者取引の未然防止」の規定を「内部者登録カードの整備等」として、規定の見直しを行う。

項 目	内 容	備 考
	ないこととする。 また、適格機関投資家（証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条第1項各号に掲げる者）については、⑨又は⑩のいずれかに該当するか否かにつき確認し、これに該当する場合には、当該内部者登録カードを備え付けなければならないこととする。 ① 上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（以下「役員」という。） ② 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員 ③ 上記①及び②の役員でなくなった後1年以内の者 ④ 上場会社等の役員の配偶者及び同居者 ⑤ 上場会社等の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者 ⑥ 上場会社等の使用人その他の従業者のうち証取法 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（会社の経営情報又は財務状況など。以下「重要事実」という。）を知り得る可能性の高い部署（経理部、財務部、経営企画部、社長室など。）に所属する者（上記⑤を除く。） ⑦ 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者 ⑧ 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち証取法 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（上記⑦を除く。） ⑨ 上場会社等の親会社又は主な子会社 ⑩ 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書又は半期報告書に記載さ	・内部者登録義務の範囲については、これまでの協会員における実情及び実効性の観点から再整理した。 ・適格機関投資家については、顧客カードの備え付けの対象外となっているが、「上場会社等の役員等」に該当する場合には、内部者登録カードのみ備え付けることとする。 ・上場会社等には、証取法第 40 条第 1 項第 1 号に規定する取扱有価証券の発行会社を含む。 ・「親会社」とは、証券取引所が定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則において、証券取引所が開示の対象としている上場会社の非上場親会社（非上場親会社に勤務する顧客において、上場子会社が判らない場合には、取引所が作成する「開示対象となる非上場の親会社等一覧」などにより顧客に確認する。） ・「主な子会社」とは、証券取引所に上場している純粋持株会社（株式（社員の持分を含む。）を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。）の中核子会社（例えば、当該純粋持株会社における売上高に占める割合が1番大きい子会社）

項 目	内 容	備 考
	れている大株主をいう。) (2) 協会員は、内部者登録カードに次に掲げる事項を記載しなければならないこととする。 ① 氏名又は名称 ② 住所又は所在地及び連絡先 ③ 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。） ④ 上場会社等の役員等に該当することとなる上場会社等の名称及び銘柄コード ⑤ 上場会社等の役員等に該当することとなる区分 ⑥ 上記(1)③に該当する場合における役員でなくなった日 (3) 協会員は、顧客から内部者登録カード記載事項について、変更の届出があったときは、遅滞なく、当該変更届に基づき内部者登録カードを作成又は更新しなければならないこととする。 (4) 内部者情報センター（仮称）への照合及び内部者登録カードの更新 ① 協会員は、顧客カードに記載されている顧客の氏名、生年月日及び住所について、定期的に内部者情報センターに照合しなければならないこととする。 ② ①の照合の結果、内部者登録カードを作成していない顧客が上場会社等の役員等に該当していることが判明した場合、遅滞なく、内部者登録カードを作成しなければならないこととする。 ③ ①の照合の結果、既に内部者登録カードを作成している顧客に係る当	・内部者情報センター（仮称）は、主たる証券取引所で構築する。 ・同センターへのデータの報告は、報告時期等含め証券取引所のルールに基づき上場会社等が行う。

項 目	内 容	備 考
	該内部者登録カードの記載内容と内部者情報センターが有している情報の内容との間に差異が生じていることが判明した場合は、遅滞なく、当該内部者登録カードを更新しなければならない。 ④ ②及び③において、姓と住所が一致し、上場会社等の役員の配偶者及び同居者に該当する可能性がある顧客については、協会員において、上場会社等の役員等に該当するか確認するとともに、該当していることが判明した場合には、遅滞なく、当該顧客に係る顧客カードを更新するとともに、②及び③と同様に、当該顧客に係る内部者登録カードを作成又は更新しなければならないこととする。 (5) 協会員は、上記(1)～(4)に掲げる事項及び上場会社等の役員等がその職務又は地位により知り得た情報を不当に利用して、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行うこと等の内部者取引の未然防止に関する事項を定めた社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制を整備しなければならないこととする。 (6) 内部者登録カードについては、電磁的方法により作成・保存することができる旨、規則上、明確にする。 (7) 顧客カードにおいて、内部者登録カードの記載事項が満たされていれば、両者を兼ねて顧客カード兼内部者登録カードとすることができる旨、規則上、明確にする。	

項 目	内 容	備 考
Ⅲ. 施行時期	○ この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	・施行日は、協会員におけるシステム対応等を勘案して定める。 ・ 2. (4)については、内部者情報センター（仮称）の稼動の際に施行する。

内容に関する問い合わせ先: 日本証券業協会

自主規制企画部 担当: 山本、山崎 (TEL:03-3667-8470)

パブリック・コメント・スケジュール

募集期間: 平成 19 年 4 月 11 日から平成 19 年 4 月 25 日午後 5 時 00 分まで(必着)

パブリック・コメントの募集方法: 郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合: 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合: public_jsda2007@wan.jsda.or.jp

(注)住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。